

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                      |
|-------|---|
| 16    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県壬生町長

## 公表日

令和7年9月12日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務  |
| ②事務の概要                   | ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。  |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 宛名情報ファイル<br>予防接種情報ファイル   |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項<br>並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条8号、<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 住民福祉部 こども未来課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 壬生町役場 総務部総務課 文書法規係<br>郵便番号:321-0292<br>住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1<br>電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |

|                |  |         |
|----------------|--|---------|
| 連絡先            | 壬生町役場 総務部総務課 文書法規係<br>郵便番号:321-0292<br>住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1<br>電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262 |         |
| 9. 規則第9条第2項の適用 |  | [ ]適用した |
| 適用した理由         |  |         |

## II しきい値判断項目

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数                                |                 |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

|                   |
|-------------------|
| しきい値判断結果          |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |   |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 判断の根拠                                       | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。  |   |
| 9. 監査                                       |  |   |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検   | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |  |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない       |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 判断の根拠                                       | 壬生町において策定した情報セキュリティポリシーを遵守している。  |   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                              | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|------------|---------------------------------|---|--|------|-----------------------------|
| 令和3年2月22日  | 新規作成                            |   |  | 事前   | 令和3年3月12日(金)までに、追加する情報照会事務、 |
| 令和4年8月19日  | I-5① 部署                         | 民生部 こども未来課  | 住民福祉部 こども未来課   | 事後   |                             |
| 令和4年8月19日  | I-7 請求先 住所                      | 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号  | 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1   | 事後   |                             |
| 令和4年8月19日  | I-8 連絡先 住所                      | 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号  | 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1   | 事後   |                             |
| 令和4年8月19日  | II-1 いつ時点の計数か                   | 令和3年2月1日時点  | 令和4年7月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和4年8月19日  | II-2 いつ時点の計数か                   | 令和3年2月1日時点  | 令和4年7月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和5年11月16日 | II-1 いつ時点の計数か                   | 令和4年7月1日時点  | 令和5年7月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和5年11月16日 | II-2 いつ時点の計数か                   | 令和4年7月1日時点  | 令和5年7月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和7年3月24日  | I-2 特定個人情報ファイル名                 | 宛名情報ファイル  | 宛名情報ファイル<br>予防接種情報ファイル   | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | I-1③ システム名称                     | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー  | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー<br>ワクチン接種記録システム(VRS)  | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | I-1② 事務の概要                      | <p>新型コロナウイルス等対策特別措置法に則り新型コロナウイルス等が発生した場合に、対象となる住民に対して新型コロナウイルス予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。</p> <p>②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> | <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書等の交付を行う。</li> </ul>   | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | I-3 個人番号の利用<br>法令上の根拠           | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の93の2項、並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2</p>  | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul> | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠 | <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第115の2項、並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) (以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の2</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第115の2項、並びに、内閣府・総務省令第七号 第59条の2</p>  | <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条 表28条、第155条、第156条</p>  | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | II-1 いつ時点の計数か                   | 令和5年7月1日時点  | 令和7年3月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和7年3月24日  | II-2 いつ時点の計数か                   | 令和5年7月1日時点  | 令和7年3月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和7年3月24日  | IV-8 人手を介在させる作業                 | (新設)  | 十分である  | 事後   |                             |
| 令和7年3月24日  | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策          | (新設)  | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>十分である  | 事後   |                             |
| 令和7年9月12日  | I-1③ システム名称                     | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー<br>ワクチン接種記録システム(VRS)   | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー   | 事後   |                             |
| 令和7年9月12日  | II-1 いつ時点の計数か                   | 令和7年3月1日時点  | 令和7年8月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |
| 令和7年9月12日  | II-2 いつ時点の計数か                   | 令和7年3月1日時点  | 令和7年8月1日時点   | 事後   | しきい値判断に変更なし                 |